

(仮訳)

合衆国の施設及び区域への立入許可手続

1 目的

- (a) 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づき、合衆国は、その陸軍、空軍及び海軍が日本国において施設及び区域を使用することを許される。これらの施設及び区域の使用並びに日本国における合衆国軍隊の地位は、地位協定という略称で知られる別個の協定により規律される。地位協定第三条に基づき、合衆国は、日本国政府により提供された施設及び区域への出入を管理するために必要なすべての措置をとることができる。
- (b) 日本国における合衆国軍隊（以下「在日合衆国軍隊」という。）は、地域社会との友好関係を維持する必要性を認識し、立入が、軍の運用を妨げることなく、部隊防護を危うくすることなく、かつ合衆国の施設及び区域の運営を妨げることなく行われる限りにおいて、立入申請に対してすべての妥当な考慮を払う。

2 (a) 以下においては、合衆国の施設及び区域への公的な立入の許可申請のための経路及び手続を定める。

- (b) この手続において「公的な立入」とは、合衆国の施設及び区域の案内を伴う視察、合衆国軍隊の構成員との協議、及び公務遂行を目的とする日本国の公的機関の構成員による合衆国の施設及び区域への立入を含む。
- (c) この手続は、合衆国軍隊の招待により、又は別段の相互の承認により行われる立入には適用しない。

3 手続

(a) 合衆国の施設及び区域への公的な立入を希望する日本国の国民（団体の場合は、20名以下に限定する。）は、申請した立入日の遅くとも14日前に、この手続に附属する申請様式を用いて（b）から（d）までに定める経路のうち適当なものを通じて許可を申請する。その構成員が二以上の分類に該当する団体による立入の許可申請は、（b）から（d）までに定める分類であって当該団体の構成員に適用があるもののうちその番号（ⅠからⅢ）の最も小さいものに係る手続に従って行う。

(b) 分類Ⅰの立入のための申請は、合同委員会事務局を通じて行う。

この分類には以下の者が該当する。

- (1) 国会議員
- (2) 日本国政府の中央機関の職員（自衛官を除く。）

(c) 分類Ⅱの立入のための申請は、防衛施設庁を通じて在日合衆国軍隊司令部に対して行う。

この分類には以下の者が該当する。

- (1) 立入を予定する施設及び区域が所在する都道府県以外にある地方議会の議員
- (2) 立入を予定する施設及び区域が所在する都道府県以外にある地方公共団体の職員

(d) 分類Ⅲの立入のため申請は、立入を予定する施設及び区域を管理する合衆国の軍人に

対して直接行う。

この分類には、(b) 及び (c) に掲げる者以外の者が該当し、以下の者を含む。

- (1) 自衛官
- (2) 立入を予定する施設及び区域が所在する都道府県内にある地方議会の議員及び地方公共団体の職員

4 例外

- (a) 申請を遅くとも 14 日前に通知すること又は団体の規模を 20 名以下に限定することについての例外は、合同委員会の日本国側代表又は防衛施設庁に所属する合同委員会の構成員が合同委員会の合衆国側代表に対し、例外的取扱いの要請を行う場合に限り認める。
- (b) 分類Ⅲの立入のための申請は、合同委員会の日本国側事務局若しくは防衛施設庁が適当と判断する場合、又は合同委員会の合衆国側事務局が合同委員会の日本国側事務局に対して例外的取扱いの要請を行う場合には、分類Ⅰ又は分類Ⅱの経路を通じて行うことができる。
- (c) 国会議員、日本国政府の職員、地方議会の議員又は地方公共団体の職員が、公務遂行のため合衆国の施設及び区域への即時の出入が必要であるとの理由により、公的な立入の許可申請を短期間の事前通知により行う場合、在日合衆国軍隊は、立入が軍の運用を妨げることなく、部隊防護を危うくすることなく、かつ合衆国の施設及び区域の運営を妨げることなく行われる限りにおいて、当該申請に対してすべての妥当な考慮を払う。

5 申請に対する回答

在日合衆国軍隊は、4に基づき例外的取扱いがなされる場合を除き、立入日の遅くとも 3 日前に、すべての申請に対する回答（許可又は不許可）を通知する。

6 立入者に同行しようとする報道関係者に係る申請

立入者に同行しようとする報道関係者に係る申請は、別途、ニュー・サンノー米軍センター内の在日合衆国軍隊報道部（電話及び FAX の番号は、いずれも 03-3440-6010。）に直接行う。

7 その他の事項

この手続の実施に係る事項は、防衛施設庁と在日合衆国軍隊司令部との間、又は合同委員会事務局の間で協議する。以上に定める手続の変更又は修正は、承認のため合同委員会に提出する。

附属：立入申請様式

(Visit Request Format)

Request format for Authorization of Visit to US Facilities and Areas

(米軍施設・区域立入許可申請様式)

(Date/日付)

1. Name of Facilities and Areas:

(施設・区域名)

2. Date of Visit :

(立入りの日付)

3. Purpose of Visit :

(立入りの目的)

4. Visitor(s)/立ち入る者 :

(Name/氏名)

(Occupation/職名)

5. Point of Contact of the Visitor(s)/ 申請者側の連絡調整者 :

(Name/氏名)

(Occupation/職名)

(TEL/電話番号)

NOTE1: Details of the visit will be coordinated between points of contact. The name and telephone number of USFJ point of contact will be notified to the point of contact of the visitors if the visit is authorized.

(注意1 : 立入りの詳細は、連絡調整者間で調整される。在日米軍の連絡調整者の氏名及び電話番号は、立入りが許可された場合、申請者側の連絡調整者に通知される。)

NOTE2: The commanders of the US facilities and areas will not comment on government-to-government issues, but on their mission related issues only.

(注意2 : 米軍施設・区域の司令官は、政府間の問題については意見を述べず、その任務に関連する問題についてのみ意見を述べる。)

NOTE3: During the visit, a representative of the visitors must keep a copy of this request format.

(注意3 : 立入りの間、立ち入る者の代表は、この申請書用紙の写しを保持しなければならない。)